

施設カルテ

(1)施設の基本情報

施設番号	S01814	施設名称	飯高高齢者生活福祉センター(たんぼぼの丘)		
所在地(住所)		松阪市飯高町富永72番地1			
					
根拠条例	松阪市高齢者生活福祉センター条例	担当部署	福祉部(福祉事務所) 福祉ささえあい課		
設置年度	平成3年度	財産区分	12 公共用財産		
設置目的 (施設整備を行った経緯と整備が必要であった理由)	高齢者及び住民の福祉を増進するため、当施設を設置。山村地域の一人暮らし及び夫婦のみの高齢世帯で、独立して生活することに不安のある高齢者に居住の場を提供する事により、安心して明るい生活を送れるよう支援を行う。				
施設の設置目的に沿った運営状況	<ul style="list-style-type: none"> 平成4年3月建築 社会福祉法人飯高町社会福祉協議会に業務委託 平成17年度、社会福祉法人松阪市社会福祉協議会に業務委託 平成18年度より指定管理者制度により社会福祉法人松阪市社会福祉協議会に委託し、施設管理や居住部門、介護サービスを小規模多機能的に運営 				

(2)建物の概要

設置形態	単 独	用途地域等	区域外		
駐車場(収容台数)	7台				
土 地	敷地面積	3,245.6㎡	借受期間・賃料等	—	
	所有者	市			
主たる建物1	建物名称	たんぼぼの丘			
	用途	老人施設	構造・階数	鉄骨(4mm超)・地上2階・地下0階	
	建築年月	平成4年3月30日	建物取得費(全体)	327,620,000円	
	延床面積	1,124.1㎡	耐震診断(実施年)	不要	
	耐震補強(実施年)	不要	所有者	市	
大規模改修等の履歴・計画(300万以上)	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度
対象建物					
施工内容					
費用					
リスク・高機能化対応度	・ バリアフリー対応施設				

(3)管理・運営の概要

利用時間	居室をのぞき午前8:30～午後4:30	休所(館)日	居室をのぞき 土・日・祝(年末年始)
運営形態	指定管理	管理・運営者名	社会福祉法人 松阪市社会福祉協議会
委託期間(指定管理の場合)	自 平成23年 4月 1日	至	平成26年 3月31日
業務内容	独立して生活することに不安のある高齢者に通所又は居住し、給食、入浴、在宅介護支援、生活指導、日常動作訓練など総合的に支援する。		

(4)管理・運営に係る経費

(単位:円)

正規職員	人	労務員	人	再任用職員	人	非常勤職員	人	合計	人
施設の維持管理に係る経費					施設の運営・事業に係る経費(指定管理の場合)				
維持管理経費					運営・事業等経費				
光熱水費					指定管理委託料				
保守点検委託料					その他の経費				
賃借料									
修繕費									
その他の経費									
人件費									
職員等									
非常勤職員									
①小計					②小計				
④合計(①+②)-③					11,816,560円				
市民一人あたりのコスト					69.92円				
財源					補助金等収入				
					757,100円				
					③年間収入合計				
					200,000円				
					957,100円				

(5)施設の利用状況

内容	単位	実績数		
		H22	H23	H24
居室部門 利用日数	日	365	225	290
デイサービス等	日	309(5583人)	307(6074人)	304(5101人)
貸館回数(会議等)	回	102(1242人)	100(1281人)	122(1346人)

(6)関連情報

類似施設	—	近隣施設	—
------	---	------	---

(7)その他

管理・運営上の問題点	指定管理者制度が高齢者生活福祉センター運営に合致しているものなのか。建築後20年が経過し、建物が老朽化しており、細かな修繕が必要となっている。包括支援センターや民生委員に引き続き入居希望者の紹介を依頼し、一人でも多くの方が利用していただけるようにしたい。入居者増加により、入居者同士のトラブルが発生しないように管理運営を行う。過剰な電気の使用等にも配慮していきたい。
廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	譲渡も検討されているが、国と県の補助金を利用し建設しているため、補助金返還の対象となる可能性があるため、今後検討が必要。
特記事項	避難所指定施設 現在は指定管理者である社会福祉協議会の拠点施設として飯高管内の地域福祉に無くてはならない施設となっている。今後、引き続き指定管理での運営を続けるのか、時期を見て払い下げを行うのかなどの検討が必要。入所者からの利用料金は全額指定管理者の収入となっている。

